

資料 2 の 2

篠山市水防計画改訂新旧対照表

平成25年3月6日

篠山市防災会議

篠山市水防計画新旧対照表

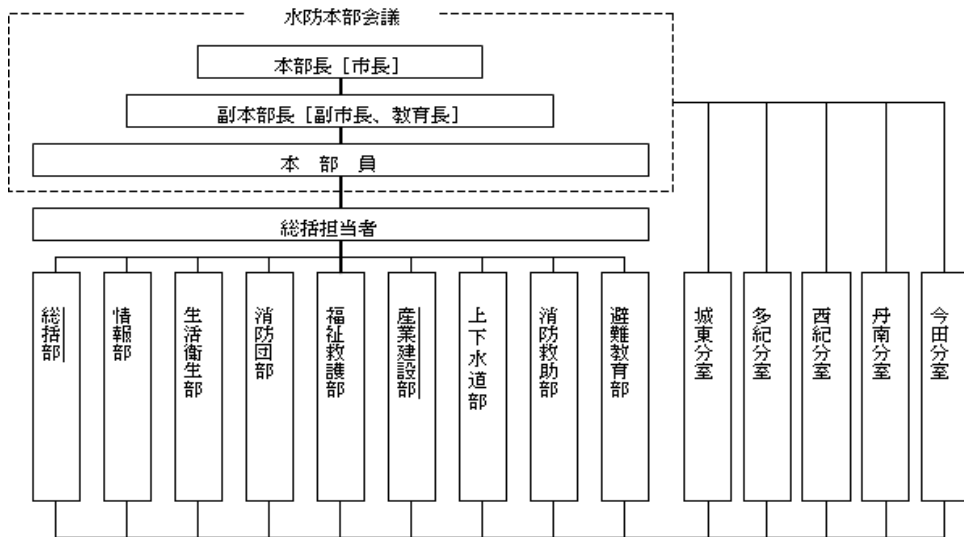
現 行	改 正 案
<p>第1章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 水防警報指定河川 (<u>法第10条の6</u>)</p> <p>(略)</p> <p>8～17 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配備要員</p> <p>i) <u>総務部長</u> (責任者)</p> <p>ii) <u>政策部長</u></p> <p>iii) <u>市民生活部長</u></p> <p>iv) 保健福祉部長</p> <p>v) まちづくり部長</p> <p>vi) 上下水道部長</p> <p>vii) 教育部長</p> <p>viii) 消防長</p> <p>なお、このうち<u>総務部長</u>が状況に応じて構成する。</p> <p>(3) 事務内容等</p> <p>i) 災害初動対策室の事務は、<u>総務部総務課</u>の職員が行う。</p> <p>ii) ～iv) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 職務分担</p> <p>i) (略)</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 水防警報指定河川 (<u>法第16条</u>)</p> <p>(略)</p> <p>8～17 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配備要員</p> <p>i) <u>市民生活部長</u> (責任者)</p> <p>ii) <u>総務部長</u></p> <p>iii) <u>政策部長</u></p> <p>iv) 保健福祉部長</p> <p>v) <u>農都創造部長</u></p> <p>vi) まちづくり部長</p> <p>vii) 上下水道部長</p> <p>viii) 教育部長</p> <p>ix) 消防長</p> <p>なお、このうち<u>市民生活部長</u>が状況に応じて構成する。</p> <p>(3) 事務内容等</p> <p>i) 災害初動対策室の事務は、<u>市民生活部市民安全課</u>の職員が行う。</p> <p>ii) ～iv) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 職務分担</p> <p>i) (略)</p>

現 行

- ii) 副本部長は、水防本部長を補佐し、水防本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- iii) 各部長は、水防本部長の命を受け、各部の指揮監督する。

(2) 水防本部の機構

図1 水防本部組織



- 3～4 (略)
- 第2節 (略)
- 第3章 (略)
- 第4章 (略)
- 第1節 気象情報

1 気象予報、警報

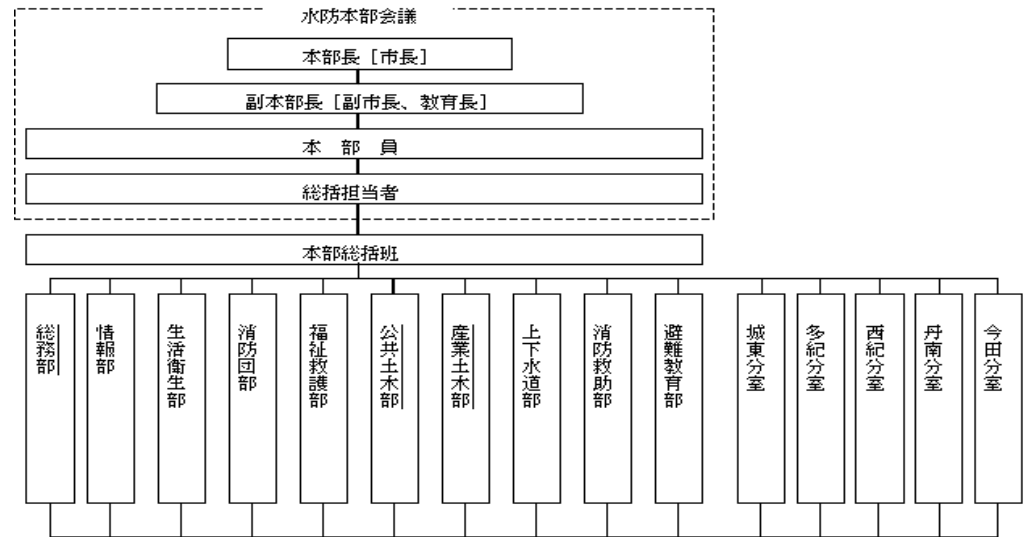
表1 神戸海洋気象台から水防活動の利用に適合する予報及び警報の種類及び発表基準

改 正 案

- ii) 副本部長は副市長、教育長とし、水防本部長を補佐し、水防本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- iii) 本部員は、各部長及び消防長とし、水防本部長の命を受け、各部の指揮監督する。

(2) 水防本部の機構

図1 水防本部組織



- 3～4 (略)
- 第2節 (略)
- 第3章 (略)
- 第4章 (略)
- 第1節 (略)

1 気象予報、警報

表1 神戸海洋気象台から水防活動の利用に適合する予報及び警報の種類及び発表基準

現 行

改 正 案

種類	解 説	発表基準 (神戸海洋気象台) 一時細分区域：兵庫県南部 二次細分区域：北播丹波	
大雨注意報 (雨量)	大雨によって災害の起こるおそれがあると予想されるとき	R1	30mm以上
		R3	80mm以上
		土壌雨量指数	104
大雨警報 (雨量)	大雨によって重大な災害の起こるおそれがあると予想されるとき	平地地：R1	60mm以上
		平地地以外：R1	60mm以上
		土壌雨量指数	130
洪水注意報 (雨量)	洪水によって災害の起こるおそれがあると予想されるとき	R1	30mm以上
		R3	80mm以上
		流域雨量指数値：篠山川	11
		流域雨量指数値：東条川	9
		流域雨量指数値：武庫川	7
洪水警報 (雨量)	洪水によって重大な災害の起こるおそれがあると予想されるとき	平地地：R1	60mm以上
		平地地以外：R1	60mm以上
		流域雨量指数値：篠山川	23
		流域雨量指数値：東条川	18
		流域雨量指数値：武庫川	25

備 考

(1)警報欄の()内は基準となる気象要素を示す。

(2)大雨及び洪水の欄中のR1,R3はそれぞれ1,3時間雨量を示す。

(注) 気象予報・警報の細分区域

二次細分区域については、西脇市、篠山市、丹波市、多可町

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

平地地、平地地以外の定義

平地地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平地地以外：上記以外の地域

種類	解 説	発表基準 (神戸海洋気象台) 一時細分区域：兵庫県南部 二次細分区域：北播丹波	
大雨注意報 (雨量)	大雨によって災害の起こるおそれがあると予想されるとき	R1	40mm以上
		土壌雨量指数	98
大雨警報 (雨量)	大雨によって重大な災害の起こるおそれがあると予想されるとき	R1	60mm以上
		土壌雨量指数	126
洪水注意報 (雨量)	洪水によって災害の起こるおそれがあると予想されるとき	R1	40mm以上
		流域雨量指数値：篠山川	15
		流域雨量指数値：東条川	10
		流域雨量指数値：武庫川	12
洪水警報 (雨量)	洪水によって重大な災害の起こるおそれがあると予想されるとき	R1	60mm以上
		流域雨量指数値：篠山川	23
		流域雨量指数値：東条川	18
		流域雨量指数値：武庫川	15

備 考

(1)警報欄の()内は基準となる気象要素を示す。

(2)大雨及び洪水の欄中のR1は1時間雨量を示す。

(注) 気象予報・警報の細分区域

二次細分区域については、西脇市、篠山市、丹波市、多可町

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

現 行

第2節～第5節 (略)

第5章 (略)

第6章 (略)

第1節 (略)

1 (略)

(1) 水防倉庫

i) ～iii)

表4 水防倉庫1棟に備蓄する器具及び資材の基準

品名	数量	品名	数量
土のう袋	600枚	杉丸太 長4m 末口9cm	30本
<u>ビニールむしろ</u>	30枚	杉丸太 長3m 末口9cm	50本
なわ(ビニール製)	500m	くぎ(6吋)	11kg
針金(10番又は8番)	23kg	かけや	10丁
スコップ	20丁	<u>小車</u>	3台
<u>どうづき</u>	5丁	ペンチ	3丁
のこぎり	5丁	金づち	3丁
おの	5丁	かすがい	50本
かま	10丁	バケツ	1個
なた	5丁	救命ブイ	5個
くわ	10丁	ロープ	100m
じょれん	10丁	懐中電灯	2個
つるはし	3丁		

i) (略)

ii) ビニールむしろ及び土のう袋等に使用する資材は、あらかじめ収集の方法を講じておくものとする。

iii) (略)

改 正 案

第2節～第5節 (略)

第5章 (略)

第6章 (略)

第1節 (略)

1 (略)

(1) 水防倉庫

i) ～iii) (略)

表4 水防倉庫1棟に備蓄する器具及び資材の基準

品名	数量	品名	数量
土のう袋	600枚	杉丸太 長4m 末口9cm	30本
<u>ブルーシート</u>	30枚	杉丸太 長3m 末口9cm	50本
なわ(ビニール製)	500m	くぎ(6吋)	11kg
針金(10番又は8番)	23kg	かけや	10丁
スコップ	20丁	<u>一輪車</u>	3台
<u>どうづき(たこ)</u>	5丁	ペンチ	3丁
のこぎり	5丁	金づち	3丁
おの	5丁	かすがい	50本
かま	10丁	バケツ	1個
なた	5丁	救命ブイ	5個
くわ	10丁	ロープ	100m
じょれん	10丁	懐中電灯	2個
つるはし	3丁		

i) (略)

ii) ブルーシート及び土のう袋等に使用する資材は、あらかじめ収集の方法を講じておくものとする。

iii) (略)

現 行	改 正 案
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2節 輸送の確保</p> <p>水防管理団体は、非常の際、重要水防区域への水防要員、水防資器材等の輸送及び土木事務所等、隣接水防管理団体、その他関係機関への連絡経路を確保する。</p> <p>i)～iv) (略)</p> <p>v) 広域にまたがる場合には、兵庫県地域防災計画風水害等対策計画第3編第3章第<u>8</u>節又は地震災害対策計画第3編第3章第<u>9</u>節に準ずるものとする。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第9章 (略)</p> <p>第1節 水防記録</p> <p>水防管理者（市長）は、次の水防記録を作成し、保管する。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 法第<u>28</u>条による立退き指示の事由及びその状況</p> <p>⑨～⑮ (略)</p> <p>⑯ 法第<u>35</u>条の水防訓練の概要</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>第1節 費用負担</p> <p>i) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2節 輸送の確保</p> <p>水防管理団体は、非常の際、重要水防区域への水防要員、水防資器材等の輸送及び土木事務所等、隣接水防管理団体、その他関係機関への連絡経路を確保する。</p> <p>i)～iv) (略)</p> <p>v) 広域にまたがる場合には、兵庫県地域防災計画風水害等対策計画第3編第3章第<u>3</u>節又は地震災害対策計画第3編第3章第<u>3</u>節に準ずるものとする。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第9章 (略)</p> <p>第1節 水防記録</p> <p>水防管理者（市長）は、次の水防記録を作成し、保管する。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 法第<u>29</u>条による立退き指示の事由及びその状況</p> <p>⑨～⑮ (略)</p> <p>⑯ 法第<u>32</u>条の<u>2</u>の水防訓練の概要</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>第1節 費用負担</p> <p>i) (略)</p>

現 行	改 正 案																																																								
<p>ii) 水防管理団体の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第41条の2の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第11章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>i) 指定水防管理団体の管理者である市長は、法第32条の規定により県の水防計画に応じた水防計画を策定し、土木事務所長と協議しなければならない。</p> <p>ii) (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第12章 (略)</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 水防倉庫一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>県水防倉庫所在地</th> <th>器具</th> <th>資材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東条川</td> <td>篠山市今田町今田新田</td> <td>整備</td> <td>整備</td> </tr> <tr> <td>篠山川</td> <td>篠山市北新町</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>篠山市曾地口</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>篠山市杉</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>靱井川</td> <td>篠山市福住</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>宮田川</td> <td>篠山市下板井</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：まちづくり部地域整備課調べ（平成20年度兵庫県水防活動要綱）</p> <p>④～⑧ (略)</p>	河川名	県水防倉庫所在地	器具	資材	東条川	篠山市今田町今田新田	整備	整備	篠山川	篠山市北新町	〃	〃	〃	篠山市曾地口	〃	〃	〃	篠山市杉	〃	〃	靱井川	篠山市福住	〃	〃	宮田川	篠山市下板井	〃	〃	<p>ii) 水防管理団体の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第42条の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第11章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>i) 指定水防管理団体の管理者である市長は、法第33条の規定により県の水防計画に応じた水防計画を策定し、土木事務所長と協議しなければならない。</p> <p>ii) (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第12章 (略)</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 水防倉庫一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>県水防倉庫所在地</th> <th>器具</th> <th>資材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東条川</td> <td>篠山市今田町今田新田</td> <td>整備</td> <td>整備</td> </tr> <tr> <td>篠山川</td> <td>篠山市北新町</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>篠山市日置</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>篠山市網掛</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>靱井川</td> <td>篠山市福住</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>宮田川</td> <td>篠山市宮田</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：まちづくり部地域整備課調べ（平成24年度兵庫県水防計画）</p> <p>④～⑧ (略)</p>	河川名	県水防倉庫所在地	器具	資材	東条川	篠山市今田町今田新田	整備	整備	篠山川	篠山市北新町	〃	〃	〃	篠山市日置	〃	〃	〃	篠山市網掛	〃	〃	靱井川	篠山市福住	〃	〃	宮田川	篠山市宮田	〃	〃
河川名	県水防倉庫所在地	器具	資材																																																						
東条川	篠山市今田町今田新田	整備	整備																																																						
篠山川	篠山市北新町	〃	〃																																																						
〃	篠山市曾地口	〃	〃																																																						
〃	篠山市杉	〃	〃																																																						
靱井川	篠山市福住	〃	〃																																																						
宮田川	篠山市下板井	〃	〃																																																						
河川名	県水防倉庫所在地	器具	資材																																																						
東条川	篠山市今田町今田新田	整備	整備																																																						
篠山川	篠山市北新町	〃	〃																																																						
〃	篠山市日置	〃	〃																																																						
〃	篠山市網掛	〃	〃																																																						
靱井川	篠山市福住	〃	〃																																																						
宮田川	篠山市宮田	〃	〃																																																						

現 行

参考資料

関係機関連絡先

機 関 名	電話番号	FAX 番号
県水防本部	県庁 (河川整備課) (代)078-341-7711 (直)078-362-3531	078-362-3922
丹波県民局 (柏原総合庁舎)	企画調整部防災課 (代)0795-72-0500 (直)0795-73-3726 0795-73-3727	0795-72-3077
	柏原土木事務所 (直)0795-73-3835	0795-73-0034
	柏原土地改良事務所 (直)0795-73-3815	0795-72-4638
	柏原農林振興事務所 (直)0795-73-3789	0795-72-4063
	柏原健康福祉事務所 (直)0795-73-3760 0795-73-3761	0795-72-3013
丹波県民局 (篠山庁舎)	篠山分室 (直)552-7451 552-7452	552-2131
	篠山土木事務所 (直)552-7476 552-7479	552-5744
	篠山土地改良事務所 (直)552-7473 552-7474	552-5576
	篠山健康福祉事務所 (直)552-7456	
北播磨県民局	社土木事務所(管理第2係) (代)0795-42-5111 (直)0795-42-9389	0795-42-5137
東播磨県民局	加古川土木事務所(管理第2係) (代)079-421-1101 (直)079-421-9375	079-421-0072
阪神北県民局	三田土木事務所(管理課) (代)563-5611 (直)562-8875 562-8876	562-7915
京都府中丹西土木事務所(河川砂防課)	0773-22-5115	0773-22-5167
近畿農政局	川代ダム管理所 596-0905 596-0906	596-0903
自衛隊	第3特科連隊第3大隊第2係 0792-22-4001	0792-22-4001
篠山市	まちづくり部地域整備課 (代)552-1111 (直)552-5025	552-0619
丹波市(生活安全課)	(直)0795-82-1532 0795-82-1001	0795-82-1821
篠山警察署(警備課)	552-0110	552-5951
丹波警察署(警備課)	0795-72-0110	0795-72-0110
篠山市消防本部(通信係)	594-1119	594-2070
丹波市消防本部(消防課)	0795-72-2255	0795-72-1155

改 正 案

参考資料

関係機関連絡先

機 関 名	電話番号	FAX 番号
県水防本部	県庁 (河川整備課) (代)078-341-7711 (直)078-362-3571	078-362-9987
丹波県民局 (柏原総合庁舎)	総務企画室 企画防災課 (代)0795-72-0500 (直)0795-73-3718	0795-72-3077
	丹波土木事務所 (直)0795-73-3834	0795-73-0034
	丹波農林振興事務所 (直)0795-73-3790	0795-72-4063
	丹波健康福祉事務所 (直)0795-73-3776	0795-73-0259
丹波県民局 (篠山庁舎)	篠山土地改良事務所 (直)552-7417	552-5576
北播磨県民局	加東土木事務所(管理課) (代)0795-42-5111 (直)0795-42-9389	0795-42-5137
東播磨県民局	加古川土木事務所(管理第2課) (代)079-421-1101 (直)079-421-9621	079-421-1213
阪神北県民局	宝塚土木事務所(管理第2課) (代)0797-83-3101 (直)0797-83-3203	0797-86-4329
京都府中丹西土木事務所(河川砂防室)	0773-22-5115	0773-22-5167
近畿農政局	川代ダム管理所 596-0905 596-0906	596-0903
自衛隊	第3特科連隊第3大隊第2係 0792-22-4001	0792-22-4001
篠山市	まちづくり部地域整備課 (代)552-1111 (直)552-5025	552-0619
丹波市(生活環境部防災対策室)	(直)0795-82-0250 0795-82-1001	0795-82-1821
篠山警察署(警備課)	552-0110	552-5951
丹波警察署(警備課)	0795-72-0110	0795-72-0110
篠山市消防本部(通信係)	594-1119	594-2070
丹波市消防本部(通信係)	0795-72-2255	0795-72-1155

現 行

改 正 案

(様式1)

< 水 防 指 令 >

兵庫県水防本部は、平成 年 月 日 時 分

- イ 県下全域
 - ロ 神戸土木事務所
 - ハ 西宮土木事務所、尼崎港管理事務所
 - ニ 宝塚土木事務所、三田土木事務所
 - ホ 加古川土木事務所
 - ヘ 社土木事務所
 - ト 姫路土木事務所、姫路港管理事務所
 - チ 上郡土木事務所、龍野土木事務所
 - リ 豊岡土木事務所、新温泉土木事務所、八鹿土木事務所
 - ヌ 柏原土木事務所
 - ル 洲本土木事務所
- を発令する。
- 水防指令第 号
- を解除する。

【発令内容】

発信者		受信者		送受信時刻	時 分
-----	--	-----	--	-------	-----

(様式1)

< 水 防 指 令 >

兵庫県水防本部は、平成 年 月 日 時 分

- イ 県下全域
 - ロ 神戸土木事務所
 - ハ 西宮土木事務所、尼崎港管理事務所
 - ニ 宝塚土木事務所
 - ホ 加古川土木事務所
 - ヘ 加東土木事務所
 - ト 姫路土木事務所、姫路港管理事務所
 - チ 光都土木事務所、龍野土木事務所
 - リ 豊岡土木事務所、新温泉土木事務所、養父土木事務所
 - ヌ 丹波土木事務所
 - ル 洲本土木事務所
- を発令する。
- 水防指令第 号
- を解除する。

【発令内容】

発信者		受信者		送受信時刻	時 分
-----	--	-----	--	-------	-----

現 行

改 正 案

(様式4)

< _____川はん濫警戒情報 >

平成____年____月____日____時____分

兵庫県丹波県民局長 発表

【柏原土木事務所】

(本 文)

_____川_____地点の水位が_____mとなりました。

避難判断水位 (____.____m) に達し、今後水位がさらに上昇する見込みがあります

ので、水防機関は厳重に警戒してください

【参考】

水防団待機水位	量水標管理者（土木事務所長）が水防本部長に報告を開始する水位 であって水防団が待機を開始する水位	. m
はん濫注意水位	出水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出动させ、又は出動の 準備をさせなければならない水位（水防活動の目安）	. m
避難判断水位	はん濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特 に警戒すべき水位として、兵庫県知事が定める水位（避難勧告発令 の目安）	. m
はん濫危険水位	洪水により氾濫の起るおそれがある水位	. m

(問合先)

兵庫県丹波県民局柏原土木事務所
電話 0795-73-3835

(様式4)

< _____川はん濫警戒情報 >

平成____年____月____日____時____分

兵庫県丹波県民局長 発表

【丹波土木事務所】

(本 文)

_____川_____地点の水位が_____mとなりました。

避難判断水位 (____.____m) に達し、今後水位がさらに上昇する見込みがあります

ので、水防機関は厳重に警戒してください

【参考】

水防団待機水位	量水標管理者（土木事務所長）が水防本部長に報告を開始する水位 であって水防団が待機を開始する目安の水位	. m
はん濫注意水位	出水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出动させ、又は出動の 準備をさせなければならない水位（水防活動の目安）	. m
避難判断水位	はん濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特 に警戒すべき水位として、兵庫県知事が定める水位（避難勧告発令 の目安）	. m

(問合先)

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所
電話 0795-73-3834